

7 日常生活用具

○ 日常生活用具の給付

日常生活がより円滑に過ごせるよう必要に応じて、日常生活用具が給付されます。

※必ず購入の前にご相談ください。

自己負担額	原則として、費用の1割が自己負担となります。ただし、費用が基準額を超えた場合、基準額の1割及び基準額を超えた費用が自己負担となります。
必要書類等	精神障害者保健福祉手帳 ※給付対象者について個人番号の提示が必要です。（巻末をご参照ください）
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）
備考	耐用年数内の再給付については、個別にご相談ください。

< 障害児（者） >

品目	対象者	耐用年数	基準額
頭部保護帽	1) 平衡・下肢・体幹機能障害のある方または療育手帳A以上の方 2) 精神障害者のうち、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方 (いずれも3歳以上)	3年	スポンジ、革を主材料とするもの 15,200円
			スポンジ、革、プラスチックを主材料とするもの 36,750円

○ 車いすの貸与

無料・期限付きで車いすを貸与します。

対象者	介護保険制度や障害福祉サービスを利用できない方、けがや病気などで車いすを一時的に必要としている方
貸与期間	最大で3か月まで
窓口	つくば市社会福祉協議会 在宅福祉係 電話 029-879-5923